

2012年11月27日

## 書籍スキャン事業者への提訴のご報告

本日、下記の作家7名が、スキャン事業者7社及び代表者個人に対して著作権侵害差し止めを求める訴えを東京地方裁判所に提起しましたので、ご報告いたします。

### 1. 訴えの概要

原告：浅田次郎／大沢在昌／永井豪／林真理子／東野圭吾／弘兼憲史／武論尊

(五十音順)

被告： 「ブックコピー」 (神奈川県相模原市所在)  
「Scan Agent」 (東京都大田区所在)  
「00paper.com」 (東京都港区所在)  
「PDFBOOKS」 (東京都新宿区所在)  
「ヒルズスキャン24」 (東京都港区所在)  
「電子書籍化ドットコム」 (東京都江戸川区所在)  
「スキヤポン」 (東京都葛飾区所在)

上記7事業者及びその代表者個人

請求の趣旨(要旨)

- 1 被告による、原告の作品が印刷された書籍の電子的複製の差止
- 2 不法行為による損害賠償

法的根拠

被告各事業者は、不特定多数の利用者から注文を受け、不特定多数の書籍をスキャンして電子ファイルを作成し、利用者に納品する事業を行っているものです。このような行為をその書籍の著作権者の許諾なく行うことは、著作権法21条の複製権の侵害にあたります。

平成23年9月、原告らはスキャン事業者に宛て、自己の作品の書籍をスキャンして電子ファイルを作成することを許諾しない旨を明確に伝えるとともに質問書を送りました。これに対して、被告7社のうち4社は何ら回答せず、1社は「今後も引き続き、原告らの作品について注文があった場合はスキャン及び電子ファイル化を行う」旨回答し、2社は「原告らの作品についてスキャンしない」旨回答しました。そして現実には、被告7社は全てその後も営業を継続し、原告作品の書籍も現実に受注スキャンしています。

従って、被告各事業者は、今後も、原告らの著作権を侵害するおそれが高いため、著作権法112条1項に基づいてその差し止めの請求をし、損害の賠償を求めるものです。

(なお、ユーザー自身が個人的な目的で書籍をスキャンする、いわゆる「自炊」は、著作権法上の「私的複製」として認められていますが(著作権法30条1項)、業者

が（まして大規模に）ユーザーの発注を募ってスキャンをおこなう事業は私的複製には到底該当せず、複製権の侵害となります。）

## 2. 本件の経緯

スキャン事業者は、平成22年初頭には数社にすぎませんでしたが、23年9月には約100社になるほど、爆発的に増加しました。上記のように原告7名を含む、日本を代表する作家・漫画家122名及び出版社7社は、23年9月5日、これら事業者に対してスキャン（複製）を許諾しない旨を明確に通知するとともに、今後も、当該作家の作品をスキャン事業の対象にするかどうか等について質問いたしました。また同年10月17日には、当該作家の作品について、スキャン事業を行うことは著作権侵害となる旨を告げた上で、今後、通知人作家の作品について、依頼があってもスキャン事業を行わないよう警告文を送付しました。

さらに、同年12月、今回と同じ原告作家7名は、「今後も引き続き、原告らの作品について注文があった場合は、スキャン及び電子ファイル化を行う」旨回答した有限会社愛宕及びスキャン×BANK株式会社に対して、スキャン事業の差し止めを求める訴えを提起、本年4月、裁判は、被告会社の解散と請求の認諾によりそれぞれ終了しました。

こうして、著作権者の許諾を得ないスキャン事業の違法性は以前より広く認識され、事業者のうち40社近くが閉鎖またはサービスを変更しています。しかし、今回の被告7社は、問題を十分承知できる立場にもかかわらず、依然として広く顧客を募り、スキャン事業を継続しています。うち2社は「原告らの作品についてスキャンしない」と回答しながら実際には原告作品を受注スキャンするなど、極めて悪質です。そのため、被告らによる著作権侵害のおそれを解消するには、裁判による判決を得る以外の方法がないとの結論に達しました。

## 3. スキャン事業による権利侵害の重大性

今、電子書籍市場は、「出版デジタル機構」の設立や内外の大規模配信事業者の参入により、一層の拡大基調にあります。作家・出版社の本格的な取り組みにより、さらに多くの作品が電子書籍化され、ラインナップが急速に充実しつつある現在、無許諾の事業者により書籍の電子ファイルが無秩序に、そして大量に作成されることには、大きな懸念を抱かざるを得ません。

言うまでもなく、スキャン事業者により大量に作成される電子ファイルは、通常、複製防止処置等（いわゆるDRM）が施されておらず、誰もが自由に複製することが可能です。そのため、電子ファイルは、友人同士で転々とコピーされたり、違法なインターネットサイトへのアップロードやファイル交換ソフト等により一気に拡散したりする危険性があります。「リーチサイト」といわれる追跡が困難な海賊版サイトが蔓延する中、このようなファイルが、本来の私的複製では到底困難な規模と分量で不特定多数の依頼者に提供される事態を、著作権者および出版社は看過できません（なお、スキャン事業者は、電子ファイルの用途が実際に個人利用に留まるのかを確認する実効的な措置を何らとっていません）。

現に、インターネット上では、裁断本の買い取り・販売が後を絶たず、現在、ヤフーオークションだけでもおよそ 2000 件が出品されているなど、確実に増加しています。一部スキャン事業者が主張する、「1冊の本が1つの電子ファイルに変わっただけ。ファイル変換に過ぎない」という論は到底成り立たず、ファイルが制限なしで増殖し得る状態なのです。

前回の裁判でも、事態を放置すれば、無秩序な事業者の参入が進み、作家・出版社が書籍の収益をもとに更なる新たな創作をおこなっていくという「創造のサイクル」が大きく害され、出版文化が衰退する危険性を主張いたしました。こうした取り組みの結果、スキャン事業者は、前述のように閉鎖、またはサービスを変更したところも少なくありませんが、本年に入っても新規参入がなお 20 社以上確認されています。作品を生み出した関係者のあずかり知らないところで、創意と工夫の結実である書籍等をスキャンすることにより利益を得ようとする不法な事業者が後を絶たないことに、非常に憂慮を覚えます。

今回は、現行の無許諾でのスキャン事業が著作権侵害にあたる、との確たる判決を求めて、事業者の中でも特に悪質と考えられる 7 事業者とその代表者個人について訴えを提起するに至りました。日本の出版文化の持続のため、裁判を通じて、電子書籍時代の著作物の利用と流通のルールを真摯に考える気運が盛り上がることを期待しています。

以上

違法スキャン対策出版社連絡会

角川書店

講談社

光文社

集英社

小学館

新潮社

文藝春秋